

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年7月28日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（[コンサルタント等契約における失注説明の取扱いについて | JICAについて - JICA](#)）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査（特にアフリカの稲作案件を重視）
対象国及び類似地域	マラウイ及びアフリカ地域
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：

黄熱に感染する危険のある国ではないので、黄熱の予防接種は推奨されていません。

但し、黄熱に感染する危険のある国から来る、1歳以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。

6. 業務の背景

マラウイ共和国（以下、「マラウイ」という）において、農業は総労働人口の約80%が従事し、GDPの約30%を占める基幹産業である。しかし、農業人口の約90%は耕作面積が1ha以下の小規模農家で、人口増加に伴い、1人あたりの耕地面積は減少傾向にある。また生活基盤は天水に依存し、気候変動等の影響を受けやすく、灌漑整備は開発可能面積とされる約40万haの4分の1に留まっている。

輸出はタバコ・砂糖・ナッツ類・マメ類・茶で輸出総額の約80%を占め、マラウイの経済成長の原動力となっている。一方、主な輸出品であるタバコは欧米を中心に需要が減少しており、新たな輸出品としてコメやマメ類が注目されている。しかし、マラウイのコメの年間生産量は約11万トン（2018年）で、10年前から増加していない。更にマラウイ産のコメは、周辺国での消費需要が高いにも関わらず、輸出量は86トン（2018年）に留まっている。

かかる状況下、マラウイ政府はコメを戦略的輸出生産品と位置づけ、2014年に国家稲作開発戦略（NRDS）を策定し、2018年からは「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD2）」に新たに加盟するなど、外貨獲得のための「売れる品質のコメ」の増産を目指している。CARD2期間中の2030年に向けて稲作開発プログラムを作成し、事業実施につなげるべく、我が国に支援を要請した。

本案件はマラウイにおける灌漑稲作栽培の技術改善普及と生産性向上を目的とするものであり、当国の長期国家開発戦略である「Malawi 2063」における3つの柱の1つである「農業の生産性と商業化」において、7つの重点分野のうち、「農業の多様化」「灌漑開発」「大規模農業形態の創出」「農業市場の構造化」の4分野に資する優先度の高い案件として位置づけられる。CARD2の達成に向け、これまで派遣されていた稲作開発プログラム計画・実施アドバイザーから、リサ

イクル種子の利用や新栽培技術の未導入による低収量、コメ市場の未整備などの課題が挙げられている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2023年9月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② マラウイ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2023年9月上旬～2023年9月下旬）

- ① JICAマラウイ事務所等との打合せに参加する。
- ② マラウイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法

- (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ④ 上記の現状・課題を把握・分析にあたり、開発と気候変動対策の統合的実施の観点で、以下について情報を収集・整理し、他分野の団員の検討を支援する。
- ア) 気候変動適応策の観点： JICA気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT適応策版)を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価する情報を収集する。他分野の団員は本事業が適応策に資するか判断した上で、適応オプション（気温上昇、干ばつへ対策等）を検討する。
- イ) 気候変動緩和策： 温室効果ガス排出削減が期待できる農業技術の導入可能性について情報を収集する。
- ⑤ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑥ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑦ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAマラウイ事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2023年10月上旬～2023年10月中旬）
- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

- ③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） 業務完了報告書

2023 年 10 月 13 日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、以下を標準とします。

日本⇄ドバイ⇄ヨハネスブルク⇄リロングウェ

日本⇄アディスアベバ⇄ヨハネスブルク⇄リロングウェ

（2） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。なお、現時点でマラウイ入国時の隔離は不要です。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2023年9月10日～2023年9月30日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA マラウイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- マラウイ国 稲作開発プログラムの計画・実施アドバイザー業務 専門家業務完了報告書

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- マラウイ共和国 中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト終了時評価報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043368.html>

本契約に関する以下の資料をJICA調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上